

町税の減免・納税の猶予の制度

特別な事情により町税を納めることが困難な場合など、その事情に応じて減免や納税が猶予される制度があります。

なお、減免を受けようとするかたは納期限までに申請する必要があります。

| 税目 | 要件 |
|---------|---|
| 個人住民税 | <ul style="list-style-type: none"> 生活保護を受けている場合 学生、生徒の場合 失業その他の事由により生活が著しく困難な場合 被災した場合 |
| 法人町民税 | <ul style="list-style-type: none"> 収益事業を行わないNPO法人、公益法人など |
| 固定資産税 | <ul style="list-style-type: none"> 生活保護を受けている場合 被災した場合 |
| 軽自動車税 | <ul style="list-style-type: none"> 生活保護を受けている場合 国や地方公共団体から財政的援助を受ける公益法人、社会福祉法人など 構造が身体障がい者などの利用のためのもの(車いす移動車やリフト付き特別仕様車など) 障がい者のために使用する車両で、一定の要件に該当する場合 |
| 国民健康保険税 | <ul style="list-style-type: none"> 生活保護を受けている場合 貧困などにより生活が著しく困難な場合 被災した場合 |

軽自動車税の減免 (障がい者減免)について

| | |
|----------|--|
| 対象 | 障がい者、または障がい者と生計を同一にする家族 |
| 申請期間 | 納税通知書が届いてから納期限(5月31日)まで |
| 申請に必要なもの | <ul style="list-style-type: none"> ○納税通知書 ○減免を申請する車両の車検証 ○運転者の運転免許証 ○身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳 のいずれか |

※既に減免を受けているかたで申請内容に変更がない場合は、自動的に減免が継続されます。

※減免は、障がい者1人につき軽自動車1台に限ります。

(普通自動車税の減免を受けている場合、減免は認められません)

※障がいの内容や程度により減免とならない場合があります。

問合せ 税務課(⑦番窓口) ☎62-1461

太陽光発電設備・生ごみ処理機器の補助金制度

| | |
|------|--|
| 補助対象 | 住宅用太陽光発電設備の設置費 |
| 目的 | 自然エネルギーを有効に活用し、環境に対する負荷の軽減を図るため |
| 補助金額 | <ul style="list-style-type: none"> ○公称最大出力2kw以上4kw未満 1件5万円 ○公称最大出力4kw以上 1件10万円 |
| 申請時期 | 設備の設置前に、交付申請書を提出 |

| | |
|------|--|
| 補助対象 | 生ごみ処理機器の購入費 |
| 目的 | 生ごみの減量化を推進し、快適な生活環境づくりを図るため |
| 補助金額 | <ul style="list-style-type: none"> ○コンポスト式(2基まで) 購入費の2/3 ※1基につき上限1万円 ○電気式(1基のみ) 購入費の2/3 ※上限2万円 |
| 申請時期 | 機器を購入後、交付申請書を提出 |

※町税の滞納がないことなど一定の要件があります。

問合せ 町民生活課(③番窓口) ☎62-1232